



奈良労働局発表
平成30年12月25日

奈良労働局職業安定部職業対策課
課長 柏木 信男
障害者雇用担当官 木内 茂
TEL 0742-32-0209

平成30年 奈良県の公的機関等の障害者雇用状況の集計結果

奈良労働局では、平成30年6月1日現在の地方公共団体の「障害者任免状況」並びに独立行政法人等の「障害者雇用状況」の集計結果を取りまとめましたので公表します。

障害者の雇用促進等に関する法律では、常時勤務する職員等の一定割合（法定雇用率）以上の障害者を雇用することを義務づけています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の任免状況及び雇用状況について、雇用義務のある公的機関等に通報及び報告を求め、それを集計したものです。

なお、民間企業における障害者の雇用状況については、データ入力のための作業ツールの不具合により、平成31年3月末までに公表する予定です。

【集計結果の主なポイント】

<公的機関> 【法定雇用率 2.5% (2.3%)】

【都道府県などの教育委員会は 2.4% (2.2%)】

・ 県の機関

雇用障害者数は 111.5 人 (105.5 人)、実雇用率は 2.73% (2.55%)

1 機関が法定雇用率未達成

・ 市町村の機関

雇用障害者数は 312.5 人 (298.0 人)、実雇用率は 2.54% (2.44%)

7 機関が法定雇用率未達成

・ 教育委員会

雇用障害者数は 121.5 人 (119.5 人)、実雇用率は 1.72% (1.66%)

1 機関が法定雇用率未達成

<独立行政法人など特殊法人> 【同 2.5% (2.3%)】

雇用障害者数は 103.0 人 (98.0 人)、実雇用率は 2.47% (2.40%)

1 法人が未達成

※ () は前年の値

1. 公的機関における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率 2.5%)【4 ページ 1 (1)、5 ページ 1、6 ページ 3 (1) 参照】

県の機関に在職している障害者の数は 111.5 人で、実雇用率は 2.73%と前年に比べ 0.18 ポイント上回った。

県の機関は 3 機関中 2 機関で達成

【未達成機関】

南和広域医療企業団

(2) 市町村の機関(法定雇用率 2.5%)【4 ページ 1 (2)、5 ページ 1、6 ページ 3 (1) 参照】

県下の市町村の 42 機関に在職している障害者の数は 312.5 人で、実雇用率は 2.54%と前年に比べ 0.1 ポイント上回った。

市町村の機関は 42 機関中 35 機関で達成

【未達成機関】

奈良市・香芝市・広陵町・御杖村・川上村・十津川村・黒滝村

(3) 教育委員会(法定雇用率 2.4%)【4 ページ 1 (3)、5 ページ 1、7 ページ 3 (2) 参照】

雇用障害者数は 121.5 人、実雇用率は 1.72%

教育委員会の機関は 2 機関中 1 機関で達成

【未達成機関】

奈良県教育委員会

2. 特殊法人における雇用状況【4 ページ 2、5 ページ 2、7 ページ 3 (3) 参照】

雇用障害者数は 103.0 人、実雇用率は 2.47%

特殊法人の機関は 6 機関中 5 機関で達成

【未達成機関】

地方独立行政法人奈良県立病院機構

3. 法定雇用率について

平成 30 年 4 月 1 日から障害者の法定雇用率が引き上げられました。

◇民間企業	2.0%⇒2.2% (報告対象は 45.5 人以上)
◇国・地方公共団体・特殊法人	2.3%⇒2.5% (報告対象は 40 人以上)
◇都道府県等の教育委員会	2.2%⇒2.4% (報告対象は 42 人以上)

さらに、平成 33 年 4 月までには 0.1%引き上げます。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | |
|------------------|---|---|
| ○ 民間企業 …… | { | 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕 |
| ○ 国、地方公共団体 …… | | …………… 2. 5% [2. 3%]
(40人 [43.5人] 以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 …… | | …………… 2. 4% [2. 2%]
(42人 [45.5] 以上規模の機関) |

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\begin{aligned}
 & \text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} \\
 & + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数} \\
 \text{障害者雇用率} = & \frac{\hspace{15em}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}
 \end{aligned}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 平成27年6月2日以降に採用された者であること

② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

総括表

平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 県、地方公共団体における在職状況

(1) 奈良県の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	4,077.5 人 (4,132.5 人)	111.5 人 [73 人] (105.5 人)	2.73 % (2.55 %)	2 / 3 (3 / 3)	66.7 % (100.0 %)
奈良県知事部局	3,452.5 人 (3,527.0 人)	96.5 人 [62 人] (89.5 人)	2.80 % (2.54 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)
その他の都道府県機関	625.0 人 (605.5 人)	15.0 人 [11 人] (16.0 人)	2.40 % (2.64 %)	1 / 2 (2 / 2)	50.0 % (100.0 %)

(2) 奈良県内市町村機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	12,297.0 人 (12,189.5 人)	312.5 人 [236 人] (298.0 人)	2.54 % (2.44 %)	35 / 42 (33 / 41)	83.3 % (80.5 %)

※市町村の機関のうち未達成であった機関の1機関は、公表日時点で達成済み。

(3) 奈良県等の教育委員会(法定雇用率2.4%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	7,078.0 人 (7,178.0 人)	121.5 人 [92 人] (119.5 人)	1.72 % (1.66 %)	1 / 2 (1 / 2)	50.0 % (50.0 %)
奈良県教育委員会	6,666.5 人 (6,763.5 人)	111.0 人 [81 人] (107.0 人)	1.67 % (1.58 %)	0 / 1 (0 / 1)	0.0 % (0.0 %)
奈良市教育委員会	411.5 人 (414.5 人)	10.5 人 [11 人] (12.5 人)	2.55 % (3.02 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)

2 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	4,168.0 人 (4,090.0 人)	103.0 人 [81 人] (98.0 人)	2.47 % (2.40 %)	5 / 6 (5 / 6)	83.3 % (83.3 %)
国立大学法人	926.0 人 (944.5 人)	23.0 人 [19 人] (24.0 人)	2.48 % (2.54 %)	3 / 3 (3 / 3)	100.0 % (100.0 %)
地方独立行政法人等	3,242.0 人 (3,145.5 人)	80.0 人 [62 人] (74.0 人)	2.47 % (2.35 %)	2 / 3 (2 / 3)	66.7 % (66.7 %)

- 注 1 1の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。
①平成27年6月2日以降に採用された者であること
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 4 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、平成29年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号及び第10号の法人を指す。

詳細表

1 地方公共団体における在職状況

(1) 概況

	①機関数	②法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数	③障害者の数	④実雇用率	⑤法定雇用率達成機関の数	⑥法定雇用率達成機関の割合
地方公共団体 [2.5%]	機関 45 (44)	人 16,374.5 (16,322.0)	人 424.0 (403.5)	% 2.59 (2.47)	機関 37 (36)	% 82.2 (81.8)
教育委員会 [2.4%]	機関 2 (2)	人 7,078.0 (7,178.0)	人 121.5 (119.5)	% 1.72 (1.66)	機関 1 (1)	% 50.0 (50.0)

(2) 障害者別雇用状況

(人)

	①障害者数合計	②身体障害者計	③障害者計				③知的障害者計	④精神障害者計				e.dの内、注5に該当			
			a. 重度障害者 (常勤職員)	b. 重度障害者以外 (常勤職員)	c. 重度障害者 (短時間職員)	d. 重度障害者以外 (短時間職員)		a. 重度障害者 (常勤職員)	b. 重度障害者以外 (常勤職員)	c. 重度障害者 (短時間職員)	d. 重度障害者以外 (短時間職員)				
地方公共団体 [2.5%]	424.0 (403.5)	376.5 (360.0)	115 (109)	143 (139)	3 (2)	1 (2)	21.5 (20.5)	1 (1)	19 (18)	0 (0)	1 (1)	26.0 (23.0)	26 (23)	0 (0)	0 (0)
教育委員会 [2.4%]	121.5 (119.5)	112.5 (111.5)	32 (32)	46 (45)	0 (0)	5 (5)	1.0 (1.0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	8.0 (7.0)	8 (7)	0 (0)	0 (0)

2 特殊法人における障害者雇用状況

(1) 概況

	①機関数	②法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数	③障害者の数	④実雇用率	⑤法定雇用率達成機関の数	⑥法定雇用率達成法人の割合
特殊法人 [2.5%]	機関 6 (6)	人 4,168.0 (4,090.0)	人 103.0 (98.0)	% 2.47 (2.40)	機関 5 (5)	% 83.3 (83.3)

(2) 障害者別雇用状況

(人)

	①障害者数合計	②身体障害者計	③障害者計				③知的障害者計	④精神障害者計				e.dの内、注5に該当			
			a. 重度障害者 (常勤労働者)	b. 重度障害者以外 (常勤労働者)	c. 重度障害者 (短時間労働者)	d. 重度障害者以外 (短時間労働者)		a. 重度障害者 (常勤労働者)	b. 重度障害者以外 (常勤労働者)	c. 重度障害者 (短時間労働者)	d. 重度障害者以外 (短時間労働者)				
特殊法人 [2.5%]	103.0 (98.0)	43.0 (43.0)	12 (12)	19 (19)	0 (0)	0 (0)	47.0 (44.0)	10 (10)	26 (23)	1 (1)	0 (0)	13.0 (11.0)	13.0 (11)	0.0 (0)	0.0 (0)

(1) 概況について

注11 (1) ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 (1) ②欄「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 障害者別雇用状況について

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており②③欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ②③d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④e欄（注5参照）に該当しない精神障害者である短時間職員等については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③のa、b欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員等であり、②③のc、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員等である。

5 e欄の職員等とは、精神障害者である短時間勤務職員等であって、次のいずれかに該当する者である。

①平成27年6月2日以降に採用された者であること

②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

6 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

3 県及び市町村等地方公共団体・特殊法人の状況
 (1) 法定雇用率2.5%が適用される地方公共団体

機関名	①法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
奈良県	3,452.5	96.5	2.80	0.0	特例認定あり(注4)
奈良県警察本部	320.0	9.0	2.81	0.0	
南和広域医療企業団	305.0	6.0	1.97	1.0	
奈良市	2,207.0	53.5	2.42	1.5	(注5)
大和高田市	757.5	20.0	2.64	0.0	特例認定あり(注4)
大和郡山市	592.5	14.0	2.36	0.0	特例認定あり(注4)
天理市	698.5	18.0	2.58	0.0	特例認定あり(注4)
橿原市	745.5	21.0	2.82	0.0	
桜井市	435.0	11.0	2.53	0.0	
五條市	417.0	11.0	2.64	0.0	特例認定あり(注4)
御所市	461.0	13.0	2.82	0.0	特例認定あり(注4)
生駒市	694.5	18.0	2.59	0.0	特例認定あり(注4)
香芝市	458.0	10.0	2.18	1.0	特例認定あり(注4)
葛城市	237.0	5.0	2.11	0.0	
宇陀市	610.0	16.0	2.62	0.0	特例認定あり(注4)
平群町	225.0	6.0	2.67	0.0	
三郷町	233.0	5.0	2.15	0.0	
斑鳩町	185.0	4.0	2.16	0.0	
安堵町	106.5	3.0	2.82	0.0	
川西町	73.5	1.0	1.36	0.0	
三宅町	97.0	2.0	2.06	0.0	
田原本町	259.0	6.0	2.32	0.0	特例認定あり(注4)
上牧町	229.5	5.0	2.18	0.0	特例認定あり(注4)
河合町	239.0	14.0	5.86	0.0	特例認定あり(注4)
王寺町	140.0	3.0	2.14	0.0	
広陵町	303.5	5.0	1.65	2.0	特例認定あり(注4)
高取町	73.0	3.0	4.11	0.0	
明日香村	89.0	3.0	3.37	0.0	
山添村	72.0	3.0	4.17	0.0	
曾爾村	54.0	1.0	1.85	0.0	
御杖村	57.0	0.0	0.00	1.0	
吉野町	139.5	4.0	2.87	0.0	
大淀町	251.0	6.0	2.39	0.0	特例認定あり(注4)
下市町	143.5	3.0	2.09	0.0	
天川村	62.0	1.0	1.61	0.0	
川上村	54.0	0.0	0.00	1.0	
下北山村	47.5	1.0	2.11	0.0	
十津川村	163.5	1.0	0.61	3.0	特例認定あり(注4)
東吉野村	80.0	3.0	3.75	0.0	
黒滝村	58.0	0.0	0.00	1.0	
奈良市企業局	200.5	6.0	2.99	0.0	
橿原市教育委員会	128.0	7.0	5.47	0.0	
桜井市教育委員会	41.0	3.0	7.32	0.0	
葛城市教育委員会	102.0	2.0	1.96	0.0	
王寺町教育委員会	77.0	1.0	1.30	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

5 奈良市においては、7月1日現在において、障害者数55.5人、実雇用率2.52%、不足数0.0人となっている。

【特例認定一覧】

認定機関(A)	適用年月日	みなされることとなる機関(B)		
		奈良県水道局	奈良県監査委員事務局	奈良県人事委員会事務局
奈良県	平成15年4月1日	奈良県労働委員会事務局	奈良県収用委員会事務局	
大和高田市	平成23年5月31日	大和高田市教育委員会		
大和郡山市	平成14年12月27日	大和郡山市教育委員会		
天理市	平成22年7月5日	天理市教育委員会		
五條市	平成22年5月31日	五條市教育委員会		
御所市	平成23年11月22日	御所市教育委員会		
生駒市	平成15年3月17日	生駒市教育委員会		
香芝市	平成15年12月19日	香芝市教育委員会		
宇陀市	平成18年3月13日	宇陀市教育委員会		
田原本町	平成16年1月15日	田原本町教育委員会		
上牧町	平成26年7月11日	上牧町教育委員会		
河合町	平成17年7月25日	河合町教育委員会		
広陵町	平成16年6月28日	広陵町教育委員会		
大淀町	平成21年8月18日	大淀町教育委員会		
十津川村	平成14年12月20日	十津川村教育委員会		

(2) 法定雇用率2.4%が適用される県下教育委員会

	①法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
奈良県教育委員会	6,666.5	111.0	1.67	48.0	
奈良市教育委員会	411.5	10.5	2.55	0.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(3) 法定雇用率2.5%が適用される特殊法人

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
国立大学法人 奈良先端科学技術大学院大学	396.5	9.0	2.27	0.0	
国立大学法人 奈良女子大学	322.5	8.0	2.48	0.0	
国立大学法人 奈良教育大学	207.0	6.0	2.90	0.0	
公立大学法人 奈良県立医科大学	1,916.5	53.0	2.77	0.0	
地方独立行政法人 奈良県立病院機構	1,279.5	26.0	2.03	5.0	
公立大学法人 奈良県立大学	46.0	1.0	2.17	0.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間労働者である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

【参考資料】

◎平成 29 年 6 月 1 日時点の奈良県の公的機関等における障害者雇用状況の訂正について

本公表資料において、奈良県の公的機関等について、平成 30 年 6 月 1 日時点の障害者雇用状況との比較対照のために掲載している平成 29 年 6 月 1 日時点の数値は、「奈良県の機関、市町村の機関、奈良県等の教育委員会及び地方独立行政法人等における平成 29 年 6 月 1 日現在の障害者の任免状況等の再点検結果について」（平成 30 年 10 月 22 日公表）（以下「再点検結果」という。）に、同公表以降に把握された一部の障害者任免状況通報書の訂正等を反映したものに基ついております。訂正後の再点検結果は、以下のとおりとなります。

奈良県内市町村（障害者雇用率 2.3%）（平成 30 年 10 月 22 日公表との対比）

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数		障害者の数		実雇用率		不足数	
市町村計	12,189.5	⇒ 12,189.5	294.0	⇒ 298.0	2.41	⇒ 2.44	11.0	⇒ 9.5
奈良市	2,112.0	⇒ 2,112.0	46.5	⇒ 50.5	2.20	⇒ 2.39	1.5	⇒ 0.0